子育て世帯を支援
各手当・医療費助成など

区では、児童手当をはじめとする各手当のほか、子ども医療費助成等を実施しています。

児童手当と子ども医療費助成の申請は、区役所・豊洲特別出張所の窓口のほか、郵送でも受付ができます（申請書は区ホームページからダウンロードできます）。その他の手当は、区役所の窓口で申請してください（豊洲特別出張所では受付できません）。各手当および、ひとり親家庭等医療費助成には所得制限があります。

各手当は申請日の翌月分からの支給となります。詳細は、区ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

問 子育て支援課給付係 ☎(3647)4754 FAX(3647)9196

児童手当

人 日本に居住している中学校卒業前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している親または養育者

[手当額（月額）]
○3歳未満：15、000円
○3歳～小学校修了前（第1子・第2子）：10、000円
○3歳～小学校修了前（第3子以降）：15、000円
○中学生：10、000円
○所得制限限度額以上：児童1人当たり一律5、000円
※公務員の方（独立行政法人等に勤務の方を除く）は、勤務先に確認のうえ申請してください。

子ども医療費助成

人 中学校卒業前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

表1 児童手当所得制限限度額表

扶養親族等の数	本人限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

※5月分までは平成27年中、6月分からは平成28年中の所得で判定
※扶養親族が5人以上の場合は1人につき38万円を加算
※生計中心者の所得で判定（夫婦の所得の合算ではありません）

[助成範囲] 各種健康保険法の定めにより、医療機関等に支払う医療費の自己負担分を助成

児童育成手当

母子・父子家庭または同様の家庭・障害を有する児童を養育している方が対象です。

育成手当

人 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方で、児童が「表2」のいずれかに該当する場合

[手当額（月額）]
1人につき13、500円

障害手当

人 障害を有する20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合
○身障手帳1・2級程度の児童
○愛の手帳1～3度程度の児童
○脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童

[手当額（月額）]
1人につき15、500円

児童扶養手当

人 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育している父、母または養育者で、児童が「表2」のいずれかに該当する場合

[手当額（月額）]
○1人目
9、980～42、290円
○2人目 5、000～9、990円を加算
○3人目以降
1人につき3、000～5、990円を加算

特別児童扶養手当

人 障害を有する20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合
○身障手帳1～3級程度の児童
○愛の手帳1～3度程度の児童
○長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

[手当額（月額）]
○重度（身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度）の児童
1人につき51、450円
○中度（身障手帳3級、愛の手帳3度程度）の児童
1人につき34、270円

ひとり親家庭等医療費助成

人 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育するひとり親家庭等の親または養育者で、児童が「表2」のいずれかに該当する場合

[助成範囲] 各種健康保険法の定めにより、医療機関等に支払う医療費の自己負担分（世帯の課税状況に応じその一部または全部）を助成

表2
○父母が離婚した児童
○母が未婚で出生した児童
○父または母が死亡、生死不明の児童
○父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
○父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
○父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
○父または母に重度の障害がある児童（障害の内容によっては該当しない場合あり）

区政最前線 区長室から

江東区長 山崎孝明

市場用地の安全・安心宣言を

築地市場の豊洲市場への移転は、知事による延期の発表から8か月が過ぎましたが、移転の時期を含め、様々な課題が解決されておらず、先行きが不透明な状況です。

先月、市場移転問題を審議する都の市場問題プロジェクトチームから、豊洲市場の建物を解体して高層マンションや商業施設用地として売却するという案が提示されました。地元区への相談・説明もなく解体や売却案を公表することは失礼であり、過去の経緯を理解されていない言語道断の提案です。

また、土壌汚染の問題は豊洲市場移転への最大の障害となっています。これらの一連の騒動が豊洲地域全体に対する風評被害を誘発していることは、憂慮すべき事態です。「市場用地は豊洲地域の全てではなく、豊洲埠頭の一部にしか過ぎないこと」については、本区としても、東京都と連携しながら正確な情報発信を行ってまいります。

そして豊洲ぐるり公園は、移転延期に伴い開園が延期になっています。東電堀ゾーンには、すでに水陸両用車用スロープや乗船場が整備されています。区民の皆さんからは、憩いの場として早く開放してほしいというご意見をいただいています。こうしたニーズに一日でも早く応えられるよう、今後とも早期開園を目指して東京都に強く要求してまいります。

豊洲市場の安全性については、専門家会議において科学的検証結果から「地上部分については問題ない」との見解が示されています。東京都の責任において、安全宣言を行い、区民の不安と風評被害を払拭のうえ、移転に向けた判断を行うよう求めてまいります。

障害・疾患等のお子さんを自宅で個別ケア
居宅訪問型保育を開始 7月～

居宅訪問型保育は、障害・疾患等で、個別のケアが必要となり、集団保育が著しく困難であるお子さんを保護者の自宅で1対1の保育を行う事業です。

7月から認定NPO法人フローレンスが「障害児訪問保育アニー」を開始します。

人 主に1歳児から未就学児まで（0歳児は、運営事業者にご相談ください）[保育時間] 午前8時～午後6時のうち最長8時間

※利用を希望する場合は、保育の必要性の認定が必要です。詳しくはお問い合わせください。

[申込みに関する問合先]
保育課入園係
☎(3647)4934
FAX(3647)9290

[預りに関する問合先]
認定NPO法人フローレンス
☎(5275)1161

生活保護制度
生活に困ったときは相談を

生活保護は、日本国憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしに困っている国民の誰もが受けられます。「病気やけがなどで収入がない」「働いていても収入が少ない」など、生活費や住宅費、医療費等に困っている方にその不足分を補うとともに、自立した生活ができるよう支援します。

生活保護は、国の決めた保護基準（最低生活費）とその世帯の収入を比較して、収入が保護基準を下回る場合に、その不足する分が支給されます。

ただし、生活保護に優先して、次のような世帯の状況に応じた努力を行っていただくことになります。

○預金や土地などの資産を活用する
○働ける人は能力に応じて働く
○親子、兄弟姉妹などからできるだけ援助を受ける
○年金や各種手当など他の法律などの給付を活用する

[相談窓口]
深川地域、東砂6～8丁目、南砂、新砂にお住まいの方：
保護第一課（区役所2階24番）
☎(3645)3106
FAX(3647)4917
亀戸、大島、北砂、東砂1～5丁目、夢の島、新木場、若洲にお住まいの方：
保護第二課（大島4－5－1総合区民センター1階）
☎(3637)2707
FAX(3683)3722

臨時福祉給付金（経済対策分）に関するお問い合わせは、コールセンターまたは相談窓口へ
○江東区臨時福祉給付金コールセンター☎0570-06-9292＊通話料がかかります。なお、つながらない場合は、☎6832-7732[受付時間]月～金曜の9:00～17:15（祝日は除く）○相談窓口[場所]区役所8階[受付時間]月～金曜の9:00～17:00（祝日は除く）※申請からお支払いまで、1～2か月程度を見込んでいます。

凡例
時 日時 場 場所 集 集合 人 対象・定員 費 費用 内 内容 師 講師 保 一時保育 締 締切日 申 申込 問 問合先 HP ホームページ e Eメール